



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 22 日 (火)
第 8 5 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (327) (東京本部) 2
	鳥取県人権意識調査の実施 (328) (人権・同和対策課) 2
	鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金 (329) (緑豊かな自然課) 3
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区に限る。) の利用料金 (330) (〃) 8
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区を除く。) の利用料金 (331) (〃) 9
	土地改良区の定款の変更の認可 (332) (農地・水保全課) 10
	県営土地改良事業の工事の完了 (333) (中部総合事務所農林局) 10
	土地改良区の役員の就退任 (334) (西部総合事務所農林局) 11
◇ 公 告	平成26年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . 12
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (教育委員会事務局教育環境課) 16
◇ 正 誤	平成26年 3 月25日付鳥取県条例第29号中訂正 16

告 示

鳥取県告示第327号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販・軽飲食店舗運営業務企画提案審査委員会	鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗及び軽飲食店舗の運営業務の受託者の選定に関する事項	平成26年5月9日から同年8月31日	東京本部

鳥取県告示第328号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県人権意識調査
- 2 調査の目的
人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について把握し、「鳥取県人権施策基本方針」の改訂に活かすとともに、教育・啓発活動など、具体的な人権施策の基礎資料とする。
- 3 調査対象の範囲
平成26年4月2日現在で16歳以上の県内に在住する者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 人権全般に関する状況
 - イ 教育・啓発活動に関する状況
 - ウ 各個人権分野の現状問題や必要な取組
 - (2) その基準となる期日
調査票の記入日
- 5 報告を求める者
住民基本台帳から無作為に抽出した3,000人
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成26年5月中旬から同年7月10日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間

9 結果の公表方法

鳥取県総務部人権局人権・同和対策課のホームページで公表する。

鳥取県告示第329号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 陸上競技場

利用区分				単位	金額	
グラウンド	一般利用	一般人		1人1回につき	150円	
	専用利用	営利を目的としな い場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童又は中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	1時間につき	1,900円
				一般人	1時間につき	2,500円
				学生等	1時間につき	9,500円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一般人	1時間につき	13,000円
				入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	39,500円
	入場料等を徴収するとき。	1時間につき	53,000円			
屋内練習場	一般利用	一般人		1人1回につき	30円	
	専用利用			1時間につき	300円	
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生	1人1回につき	50円	
			一般人		100円	
		回数券により利用する場合	学生	回数券11枚につき	500円	
			一般人		1,000円	
	1月利用券により利用する場合	学生	1人につき	350円		
		一般人		700円		
専用利用			1時間につき	600円		
夜間照明	全灯		30分につき	6,000円		
	2/3点灯		30分につき	5,000円		
	2/5点灯		30分につき	3,000円		
	1/10点灯		30分につき	1,000円		
	保安灯		30分につき	500円		
第1研修室				1時間につき	1,700円	
第2研修室				1時間につき	500円	
第3研修室				1時間につき	400円	
第1会議室				1時間につき	200円	

第 2 会議室	1 時間につき	300円
放送室	1 時間につき	300円

(2) 野球場

利用区分			単位	金額	
グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1 時間につき	1,200円
			一般人	1 時間につき	1,800円
		入場料等を徴収するとき。	学生等	1 時間につき	3,500円
			一般人	1 時間につき	4,800円
	プロ野球	入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	23,700円
		入場料等を徴収するとき。		1 時間につき	47,400円
屋内ピッチング場			1 時間につき	80円	
スコアボード (スコアボード操作室を含む)			1 時間につき	300円	
夜間照明			30分につき	6,000円	
大会運営室			1 時間につき	400円	
第 1 研修室			1 時間につき	200円	
第 2 研修室			1 時間につき	100円	
放送室			1 時間につき	300円	

(3) 球技場

利用区分			単位	金額	
営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	学生等	1 時間につき	全面	1,300円
				1 / 2 面使用	700円
				1 / 3 面使用	500円
		一般人	1 時間につき	全面	1,900円
				1 / 2 面使用	1,000円
				1 / 3 面使用	700円
	入場料等を徴収するとき	学生等	1 時間につき	全面	7,300円
				1 / 2 面使用	3,700円
				1 / 3 面使用	2,500円
		一般人	1 時間につき	全面	9,900円
				1 / 2 面使用	5,000円
				1 / 3 面使用	3,400円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1 時間につき	全面	29,800円	
			1 / 2 面使用	15,000円	
			1 / 3 面使用	10,000円	
	入場料等を徴収するとき	1 時間につき	全面	39,700円	
			1 / 2 面使用	20,000円	
			1 / 3 面使用	13,500円	
夜間照明			30分につき	5,000円	

(4) 補助競技場

利用区分	単価	金額
学生等	1 時間につき	700円
一般人	1 時間につき	900円

(5) 多目的広場

利用区分	単価	金額
------	----	----

学生等	1 時間につき	全面	900円
		1 / 2 面使用	500円
一般人	1 時間につき	全面	1,200円
		1 / 2 面使用	700円
シャワー室	1 回につき		50円

(6) 設備利用料等

区分	器具名		単位	金額
陸上競技用器具	競技用器具等一式		1 日一式につき	4,000円
	トラック競走用器具		1 日一式につき	300円
	ハードル競走用器具		1 日一式につき	300円
	障害物競走用器具		1 日一式につき	300円
	走幅跳・三段跳用器具		1 日一式につき	200円
	走高跳用器具		1 日一式につき	400円
	棒高跳用器具		1 日一式につき	500円
	砲丸投用器具		1 日一式につき	300円
	円盤投用器具		1 日一式につき	300円
	ハンマー投用器具		1 日一式につき	300円
	やり投用器具		1 日一式につき	300円
	マラソン用器具		1 日一式につき	500円
ラグビー用器具			1 日一式につき	300円
サッカー用器具			1 日一式につき	300円
野球用器具			1 日一式につき	300円
芝グラウンド用ペイント材			1 リットル	300円
人工芝			1 枚 1 回につき	40円
多目的掲示板			1 時間につき	3,300円
写真判定室			1 時間につき	2,200円
大型映像装置	非営利	入場料を徴収しないとき	1 時間につき	5,000円
		入場料を徴収するとき	1 時間につき	20,000円
	営利	入場料を徴収しないとき	1 時間につき	60,000円
		入場料を徴収するとき	1 時間につき	80,000円
	広告加算		1 分につき	10,000円
シャワー室			1 回	50円
芝グラウンド用ペイント設備			100メートル	500円
人工芝設置			1 枚	90円
サッカー固定式ゴール設置			1 組	1,000円
ラグビー固定式ゴール設置			1 組	1,500円
ソフトボール固定式ポール設置			1 組	500円

(7) 鳥取県民体育館施設使用料

利用区分			単位	金額
メインアリーナ	一般利用	一般人	1 人 1 回につき	50 円
		専用利用	全面 1 時間につき	2,900 円
	専用利用	営利を目的とし、ない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	2 分の 1 面 1 時間につき

				3 分の 1 面 1 時間につき	900 円
				4 分の 1 面 1 時間につき	700 円
			入場料等を徴収するとき。	全面 1 時間につき	5,800 円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間につき	101,500 円
				2 分の 1 面 1 時間につき	50,700 円
			入場料等を徴収するとき。	全面 1 時間につき	145,000 円
サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間につき	700 円
				2 分の 1 面 1 時間につき	300 円
			入場料等を徴収するとき。	全面 1 時間につき	1,400 円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面 1 時間につき	24,500 円
			入場料等を徴収するとき。	全面 1 時間につき	35,000 円
メインアリーナ、サブアリーナ 3 時間以上の専用利用については、1 時間当たりの単価×利用時間×0.9 とする。					
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は 1 月利用券以外の利用	学生	1 人 1 回につき	100 円
			一般人		250 円
			学生	シャワー代込み	150 円
			一般人		300 円
		回数券により利用する場合	学生	回数券 11 枚につき	1,000 円
			一般人		2,500 円
			学生	シャワー代込み	1,500 円
			一般人		3,000 円
		1 月利用券により利用する場合	学生	1 人につき	950 円
			一般人		2,300 円
			学生	シャワー代込み	1,400 円
			一般人		2,800 円
		鳥取屋内プール共通 1 月利用券により利用		1 人につき	5,000 円
専用利用		1 時間につき	1,700 円		
第 1 研修室		全面 1 時間につき	600 円		
		3 分の 1 面 1 時間につき	200 円		
第 2 研修室		1 時間につき	400 円		
第 3 研修室		1 時間につき	600 円		
第 4 研修室		1 時間につき	600 円		
視聴覚室		1 時間につき	400 円		
放送室		1 時間につき	300 円		

(8) 鳥取県民体育館照明加算使用料

利用区分		単位	金額
メインアリーナ	全点灯	全面 1 時間につき	7,000 円
		全面 30 分につき	3,500 円
		2 分の 1 面 1 時間につき	3,500 円

		2分の1面30分につき	1,750円
	75パーセント点灯	全面1時間につき	5,250円
		全面30分につき	2,630円
		2分の1面1時間につき	2,630円
		2分の1面30分につき	1,320円
	1/2点灯	全面1時間につき	3,500円
		全面30分につき	1,750円
		2分の1面1時間につき	1,750円
		2分の1面30分につき	875円
サブアリーナ	全点灯	全面1時間につき	1,500円
		全面30分につき	750円
	75パーセント点灯	全面1時間につき	1,280円
		全面30分につき	640円
	1/2点灯	全面1時間につき	750円
		全面30分につき	380円

(9) 鳥取県民体育館冷暖房使用料

利用区分	単位	冷房	暖房
メインアリーナ	1時間につき	11,000円	8,500円
サブアリーナ	1時間につき	2,700円	2,400円
視聴覚室	1時間につき	400円	400円
第1研修室	1時間につき	300円	300円
第2研修室	1時間につき	300円	300円
第3研修室	1時間につき	300円	300円
第4研修室	1時間につき	300円	300円

(10) 設備使用料

名称	単位	金額
バスケットボール	1組1日1回につき	2,000円
バレーボール	1組1日1回につき	200円
バドミントン	1組1日1回につき	100円
テニス	1組1日1回につき	200円
卓球台	1組1日1回につき	100円
ソフトバレー	1組1日1回につき	100円
インディアカ	1組1日1回につき	100円
ロングマット	1枚1日1回につき	50円
体操用床	1日1式につき	2,000円
新体操用マット	1日1式につき	1,000円
電光得点表示板	1日1回につき	1,000円
液晶プロジェクター	1日1式につき	1,800円
資料提示装置	1日1式につき	900円

ワゴン式音響設備	1日1式につき	2,000円
演台	1日1台につき	200円
簡易ステージ	1日1台につき	50円
イベントパネル	1日1枚につき	200円
シャワー室	1日1回につき	50円
長机	1日1台につき	20円
椅子	1日1脚につき	10円
トランポリン	1日1台につき	300円

(11) テニス場

利用区分			単位	金額
テニスコート			1時間につき	600円
大会運営室			1時間につき	700円
研修室			1時間につき	300円
夜間照明	全点灯	(公式競技等から)	1時間につき	2,000円
			30分につき	1,000円
	1 / 2点灯	(一般競技以上から)	1時間につき	1,000円
			30分につき	500円
	1 / 4点灯	(一般的利用)	1時間につき	500円
			30分につき	250円
冷・暖房	大会運営室	1時間につき	100円	
	研修室	1時間につき	100円	
テニス用器具			1組につき1回	200円
シャワー室			1回	50円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年3月27日

(2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第330号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分			金 額	
中国庭園 燕趙園	個人	大人	500円	
		小中学生	200円	
	団体	10人以上	大人	450円
			小中学生	180円
		20人以上	大人	400円
			小中学生	160円
学校行事		高校生	200円	

		小中学生	80円
--	--	------	-----

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年 3月27日
- (2) 適用開始年月日 平成26年 4月 1日

鳥取県告示第331号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設使用料

		区 分			単 位	金 額		
あやめ池スポーツセンター	体育室	一般利用	一般人		1人1回につき	50円		
			専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	820円	
		2分の1面1時間につき				410円		
		入場料等を徴収するとき			全面1時間につき	1,640円		
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	26,220円			
	入場料等を徴収するとき			全面1時間につき	39,490円			
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	150円		
					回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	1,500円
					1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	1,050円
		専用利用		1時間につき	610円			
	研修室			1時間につき	560円			
東郷湖カヌーセンター	カヌー艇庫			1艇1月につき	1,540円			
	研修室			1時間につき	510円			
南谷テニスコート					1コート 1時間につき	610円		
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合			全面1時間につき	2,160円			
				2分の1面1時間につき	1,080円			
				3分の1面1時間につき	720円			

	営利を目的とする場合	全面 1 時間につき	18,200円
--	------------	------------	---------

(2) 照明に係る加算料金

区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター・体育館	1 時間 1 灯につき	20円

(3) 設備使用料

区 分		単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具	バスケットゴール台 1 対	1 組 1 回につき 2,160円
	バレーボール器具	支柱 1 対、ネット 1 張、アンテナ 1 対	1 組 1 回につき 200円
	ハンドボール器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300円
	バドミントン器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 100円
	卓球器具	台 1 台、ネット (サポートを含) 1 張	1 組 1 回につき 100円
	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200円
	フットサル器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300円
	机		1 脚 1 回につき 20円
	椅子		1 脚 1 回につき 10円
	シャワー設備		1 人 1 回につき 50円
屋根のある多目的広場	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200円
	夜間照明	全面	1 時間につき 920円
		2 分の 1 面	1 時間につき 460円
		3 分の 1 面	1 時間につき 300円
シャワー設備		1 人 1 回につき 50円	
宇野地区	シャワー設備		3 分間 100円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年 3 月 27 日

(2) 適用開始年月日 平成26年 4 月 1 日

鳥取県告示第332号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を平成26年 4 月 15 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第333号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営特定農業用管水路等特別対策事業久米ヶ原地区農業用排水	平成26年3月19日

鳥取県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 辺 雄 一	米子市古豊千606
〃	奥 本 将 雄	米子市上新印234-3
〃	北 嶋 實	米子市熊党179-2
〃	能登路 幸 輝	米子市蚊屋125
〃	加 川 賢 明	西伯郡伯耆町遠藤102
〃	井 田 功	米子市尾高1128-3
〃	大 谷 正 明	米子市河岡678
〃	長 川 寛	米子市淀江町佐陀160
〃	小 山 貞 彦	米子市浦津245
〃	柳 谷 一 夫	米子市下新印432
〃	藤 井 康 司	米子市赤井手400
〃	山 田 洋	西伯郡伯耆町吉長312
〃	大 山 弘 光	米子市二本木398
〃	斉 下 博 三	西伯郡日吉津村大字日吉津729
〃	稲 葉 収 彦	西伯郡日吉津村大字富吉1115
〃	福 井 修	米子市古豊千865
〃	小 原 光 正	米子市一部12
〃	藤 山 辨 明	西伯郡日吉津村大字日吉津59-2
監 事	田 仲 定 雄	米子市東八幡253-3
〃	塚 本 将 雄	米子市蚊屋47
〃	勝 部 健 一	西伯郡伯耆町遠藤13

平成26年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 辺 雄 一	米子市古豊千606
〃	小 山 貞 彦	米子市浦津245
〃	田 仲 定 雄	米子市東八幡253-3
〃	能登路 幸 輝	米子市蚊屋125
〃	加 川 賢 明	西伯郡伯耆町遠藤102
〃	斉 下 博 三	西伯郡日吉津村大字日吉津729
〃	大 谷 正 明	米子市河岡678
〃	高 塚 昌 巳	米子市吉岡13
〃	藤 田 勇	米子市古豊千41

〃	池 田 肇	西伯郡日吉津村大字日吉津348-4
〃	土 井 美 教	米子市赤井手205
〃	兼 本 修 二	西伯郡日吉津村大字富吉1038
〃	長 川 寛	米子市淀江町佐陀160
〃	山 崎 芳 敬	米子市一部293
〃	柳 谷 一 夫	米子市下新印432
〃	山 田 洋	西伯郡伯耆町吉長312
〃	後 藤 正 明	米子市尾高1713
〃	妹 能 利 広	米子市二本木559
監 事	塚 本 高 久	米子市蚊屋16-1
〃	上 野 秀 雄	西伯郡日吉津村大字日吉津1219
〃	奥 谷 和 美	米子市上新印131

平成26年4月5日就任 任期4年

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成27年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成26年4月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称
平成26年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	21名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	5名程度
社会福祉	福祉コース	3名程度
	心理コース	1名程度
総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	3名程度
	調剤コース	8名程度
保 健 師		1名程度
農 業		3名程度
林 業		4名程度
土 木		9名程度
獣 医 師		3名程度
畜 産		1名程度
水 産		1名程度
建 築		1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によって

は第 1 次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額172,400円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師（公衆衛生コース）及び保健師 昭和54年4月2日以降に生まれた者

イ 薬剤師（調剤コース） 昭和30年4月2日以降に生まれた者

ウ 獣医師 昭和39年4月2日以降に生まれた者

エ ア、イ及びウに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成27年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 (福祉コース) (心理コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成27年3月31日までに取得する見込みの者であること。
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成27年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース)	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成27年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第99回（平成26年）以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成27年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成27年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成27年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成27年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア 事務（総合分野コース）以外

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式又は記述式）、論文試験及び適性検査

イ 事務（総合分野コース）

教養試験（多肢選択式）、エントリーシート、論文試験及び適性検査

（注）論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。また、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(2) 試験期日

平成26年6月22日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

専修大学神田キャンパス1号館 東京都千代田区神田神保町三丁目8

大阪教育大学天王寺キャンパス西館 大阪府大阪市天王寺区南河堀町4-88

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(2) 試験期日

平成26年7月下旬から8月上旬（予定）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 事務（総合分野コース）以外

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

イ 事務（総合分野コース）

第1次試験の教養試験（多肢選択式）とエントリーシートの得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、エントリーシートの採点を行わず、不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点（事務（総合分野コース）にあつては、エントリーシートの得点）にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成26年7月4日（金）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成26年8月中旬(予定)に、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成27年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)の電子申請の受付サービス(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>)を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)

により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年5月9日(金)午前0時から同月21日(水)午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成26年5月9日(金)から同月26日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成26年5月26日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 県立米子東高等学校整備事業仮設校舎賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 26 年 3 月 14 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日成ビルド工業株式会社米子営業所
米子市角盤町一丁目 173 |
| 5 落 札 金 額 | 205,081,200 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 26 年 1 月 28 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目 271 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 県立特別支援学校タブレット端末等賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 26 年 3 月 26 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 |
| 5 落 札 金 額 | 65,834,143 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 26 年 2 月 7 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目 271 |

正 誤

平成 26 年 3 月 25 日付号外第 29 号公布の鳥取県条例第 29 号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

行 5

誤 (平成26年法律第 号)

正 (平成26年法律第 4 号)